

ロシアのウクライナ侵攻に対する非難声明

令和4年2月24日に始まったロシア軍によるウクライナ侵攻は、ウクライナの主権と領土を侵害する行為であり、非武装の住民を非人道に扱っている疑いは濃厚である。国際法違反の「戦争犯罪」となる行為ともいえ、明らかに国連憲章に違反するとともに、国際社会の平和と安全を図る上で断じて容認することができない行為である。

よって利島村は、ロシア軍の攻撃に対して厳重に抗議し、人々の尊い命と平和を奪う侵略行為の即時の中止と、完全かつ無条件での撤退を強く求めるものである。

また、政府においては、法人の安全確保と国民生活への影響対策について万全を尽くし、国際社会との緊密な連携のもと、一日も早い平和的解決に全力を尽くすことを強く要請する。

令和4年4月7日

東京都 利島村長 村山 将人